第百十二条第一項中「三年」を「五年」に、「三百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「（関税を免れる等の罪）」を削り、「三百万円」を「五百万円」に、「、当該」を「当該」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に、「二百万円」を「三百万円」に改める。

第百十七条第二項中「（関税を免れる等の罪）」を「又は第五項」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

別表第一第二二・〇七項を削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二二年三月三一日」を「平成二三年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法第百八条の四から第百十条まで、第百十二条及び第百十七条の改正規定は、平成二十二年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　**直**人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十四号

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに我が国の」を「我が国の」に、「図る」を「図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する」に改める。

第十一条第一項第四号中「並びに我が国」を「我が国」に、「図る」を「図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣　菅　**直**人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第五十六条」を「―第五十六条の二」に、「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

第六条中「の各号」を削り、同条第一号の二及び第一号の三を削り、同条第二号を次のように改める。

二　一週間の所定労働時間が二十時間未満である者（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

第六条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

四　季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの

五　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第百二十四条又は第百三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

第十条の四第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第十四条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「の日」の下に「（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日）」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

5　次に掲げる要件のいずれにも該当する者（第一号に規定する事実を知つていた者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一　その者に係る第七条の規定による届出がされていなかつたこと。

二　厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第三十八条第一項中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「季節的に雇用されるもののうち次の各号のいずれにも該当しない者」に改め、同項各号を次のように改める。

一　一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

二　四箇月以内の期間を定めて雇用される者

第四十二条中「雇用された者」の下に「及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者」を加える。

第四十三条第一項中「及び第六条第一号の三の認可を受けたもの」を削り、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

第四十三条第二項中「場合」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された場合」を加え、同条第三項中「雇用された日雇労働被保険者」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された日雇労働被保険者」を加え、同条第四項中「第二号」を「第四号」に改める。

第五十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例）」を付し、同条第三項中「おいて、」の下に「第一項中」を加える。

第五十六条の二を第五十六条の三とし、第三章第四節中第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された後に離職した場合（前条第一項本文に規定する場合を除く。）には、その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなすことができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。